

救援運動の再建と政治犯の釈放（1）

梨木作次郎氏*に聞く

はじめに

- 1 大原社研の治安維持法裁判資料
- 2 3・15、4・16事件の公判闘争（以上本号）
- 3 敗戦と救援団体の再建
- 4 政治犯の釈放
- 5 解放運動犠牲者救援会の活動

はじめに

梨木作次郎氏からの聞き取り調査は、1988（昭和63）年3月3、4日の両日、石川県金沢市兼六元町9番4号の金沢合同法律事務所で行った。聞き手は吉田健二である。本稿はこのときの証言を中心に、同年5月、東京都文京区小石川2丁目3番28号自由法曹団本部事務所における梨木氏からの補充の聞き取りや、筆者との往復書簡などをあわせて編集したものである。

1931（昭和6）年4月29日、同年6月から始まる3・15、4・16事件の統一公判を前に自由法曹団の布施辰治・上村進・神道寛次氏らにより、解放運動犠牲者救援弁護士団（略称・救援弁護士団）が結成された。この救援弁護士団は、日本赤色救援会（モップル）と連携しながら、1928年の3・15事件や翌29年の4・16事件で検挙された、日本共産党員などの統一公判闘争にあたった。梨木氏は1930年11月に高等文官司法科の試験に合格し、翌31年4月に自由法曹団、32年9月に救援弁護士団に加盟して、3・15、4・16事件の治安維持法裁判における公判闘争に参加した。この弁護活動で、梨木氏は33年9月13日に検挙され、35年12月に懲役・執行猶予2年の判決を受け、弁護士の資格を停止された。梨木氏の証言でまず注目されるのは、この3・15、4・16事件の統一公判闘争に関する証言であろう。

梨木作次郎氏は終戦の年の1945年9月、上村進、岡林辰雄、青柳盛雄氏らと自由法曹団の再建や、解放運動犠牲者救援会の再建に努め、同年10月10日における徳田球一・志賀義雄氏ら東京予防拘禁所に収容されていた政治犯釈放の法的手続きを行った。とくに証言中、獄中政治犯の釈放の経緯や、10月10日における自由戦士出獄歓迎人民大会の準備、自由法曹団の押収図書・資料の返還運動については今回初めて公にされたもので、日本社会運動史においても注目される。

なお、梨木氏からの証言は、日本共産党の弁護士グループとして岡林辰雄氏らとの労働組合結成

のオルグ活動，産別会議の法律対策部における活動，1948年6月における小松製作所の労働争議，さらにイタイタイ病訴訟，北陸スモン病闘争などにも及んだ。だが，これらの証言について今回は紙幅の関係で割愛し，いずれ稿をあらためて発表することにしたい。

（吉田健二）

*【梨木作次郎氏の略歴】

1907（明治40）年9月24日，石川県石川郡蝶屋村（現在は美川町）に生まれた。蝶屋村小学校，旧制の小松中学校を卒業。1925（大正14）年3月，弁護士を志して上京，東京市麻布区桜田町の小久保時之助弁護士の書生となり，かたわら日本大学に学ぶ。1928（昭和3）年3月専門部法律科を卒業。1929年高等文官の行政科，翌30年11月に司法科の試験に合格した。1931年4月東京弁護士会に登録と同時に自由法曹団，および解放運動犠牲者救援弁護士団に加入し，救援弁護士団では常任の書記局員となり，3・15，4・16治安維持法事件被告の統一公判闘争に参加した。

この間，解放運動犠牲者救援会（のち日本赤色救援会＝モッブル）にも加入し，東京地方中部地区委員兼救援慰安部長をになった。

3・15，4・16事件控訴審の準備中，1933（昭和8）年9月13日，治安維持法の目的未遂罪の容疑により検挙された。1935年12月17日に有罪判決（懲役2年・執行猶予2年）を受け，弁護士資格を停止された。この間，獄中ではヘーゲル哲学やドイツ語を独学した。前年11月17日に仮釈放となり，新聞配達や材木店の店員となって糊口をしのいだ。1938年春，執行猶予が解けて弁護士業を再開し，宮内勇・河合勇吉らいわゆる「多数派」の関係者の釈放に努めた。

1945（昭和20）年8月10日，顧問弁護士だった新経済社社長の宮内勇から4，5日のうちに日本がポツダム宣言を受諾して敗戦することを知らされた。ただちに政治犯釈放のための準備を始め，8月14日，千代田区丸の内2丁目の三菱ビルヂング21号館に事務所を構えた。その一方で，自由法曹団や解放運動犠牲者救援会の再建に努め，再建された二つの団体の本部をみずから事務所に置いた。

1945年10月6日，終戦後も政治犯として府中刑務所内の東京予防拘禁所に収容されていた，徳田球一・志賀義雄ら日本共産党幹部の出獄のための法的手続きを栗林敏夫と行った。釈放後，徳田らは一時，免囚者の保護施設として存続していた「自立会」（東京・北多摩郡国分寺町）に移ったが，こののちも司法省との連絡にあたった。

1946年1月，正式に日本共産党に入党。これより先，前年11月より岡林辰雄らと日本共産党における労働組合結成のオルグとなり，東京・城南地区の労働組合結成のオルグ活動も行う。

1947年10月，石川県金沢市弓ノ町に転居し，県下の日農，産別会議の運動を支援，翌年48年に小松製作所の労働争議を指導し，並行して福井市公安条例制定の裁判闘争にあたった。

この間，1947年4月に日本共産党石川県委員会の委員となり，1949年1月の第24回総選挙では石川県第1区から立候補して当選し，代議士となった。のち内灘基地反対闘争（1952年）や，イタイタイ病訴訟（1968年），北陸スモン訴訟（1973年）などの公害裁判の弁護団長として活躍。なお，役職として自由法曹団常任幹事，金沢弁護士会会長，治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟石川県本部長などを歴任した。

1993（平成5）年4月9日，前立腺ガンで死去した。享年85歳。著書に『貧農に生まれて』（労働旬報社，1966年），『ある法廷からみた昭和史』（白山書店，1988年），『激動の八十五年を生きて』（若草書房，1993年）などがある。

1 大原社研の治安維持法裁判資料

大原社研の資料

梨木 本日は遠いところご苦労様です。金沢は昨夜から大雪です。昨夜、北陸本線は遅れましたでしょ。

いや僕は今朝、羽田発7時40分のJAL141便で参りました。小松空港には9時前、定刻通りに着きました。先生との約束は午後1時です。少し時間がありましたので、兼六園を散歩して参りました。春雪の兼六園はすばらしかったです。

梨木 三月といっても金沢の春は遅く、このように吹雪くことがあるのです。今日は午後の時間を全部空けておきました。明日も午後からは時間の都合がつかます。

私はこの間、先生が送ってくださった複写資料や政治犯の釈放に関する本を読みながら記憶を確認しておりました。また私は先に太田慶太郎さんや松本一三(まつもと・かずみ)さんに質問の手紙を出しておきまして、その返事も届きました。とくに松本さんにはご苦労をかけたようで、当時の彼の日記や新聞記事まで調べて、事実関係や事実経過の確認をしてもらいました。

私は一度、大原研究所に出かけて3・15、4・16事件の予審調書など治安維持法事件の裁判資料を見てみたいと思っておりました。何年前か、青柳盛雄さんからも機会を見て一緒に行こう、と誘われておりました。

私も青柳さんも、解放運動犠牲者救援弁護士団(救援弁護士団)のメンバーで、1928年の3・15事件、翌29年の4・16事件の弁護を分担しました。私たちは当時20代半ばでしたけれども、布施辰治さんや上村進さんのもとの常任の書記局員を務め、先ほど名前が出た太田慶太郎さん

らの救援会(解放運動犠牲者救援会。のち日本赤色救援会=モップル)と提携して市川正一さん、徳田球一さん、さらに佐野学、鍋山貞親ら日本共産党幹部の統一公判闘争に参加しました。

私は現在も自由法曹団の常任幹事で、月1回はその常任幹事会に出席するため上京しております。定例の常任幹事会は土曜日と決まっています。けれども私は何分多忙で、上京した当日は西荻窪の息子や娘夫婦の家に一泊したとしても、月曜日の午前中は事務所で打ち合わせがあるので、どうしても前日のうち金沢市に戻っていなければならない。こんな事情で、これまで大原研究所に足を運ぶことができなかったのです。お手紙では研究所は八王子市の方へ移ったそうですね。

ええ、二年前(1986年3月)に法政大学の多摩キャンパスに移転しました。多摩キャンパスの本部は町田市相原町にありますが、敷地は八王子市や神奈川県津久井郡城山町にもまたがり、広大で、すばらしい自然環境の中にあります。

大原社研は、社会・労働問題の専門研究所です。先生が関係された3・15、4・16事件に関する資料や、細川嘉六研究員が中心となって収集した米騒動資料、研究所の資料係が収集した第一回普選のときのポスターやビラ、それに全協や評議会の労働組合資料、日農や全農の資料、無産政党各派の生の資料もあります。また1946年6月に解散した協調会の図書と資料も入っております。現在は、向坂逸郎先生から寄贈を受けた7万冊に及ぶ図書・資料の整理に追われています。

治安維持法裁判資料

梨木 大原研究所が社会問題や運動に関するさまざまな文献を集め、資料の宝庫となってい

ることについては承知しています。3・15, 4・16事件など治安維持法事件の資料も日本裁判史上、まことに貴重な資料です。当然ご存知でしょうが、治安維持法事件の裁判資料が大原研究所に移った経緯について、私が布施辰治さんや上村進さんから聞くなどして知っていることをこの機会に述べておきたいのですが。

お願いします。

梨木 3・15事件以前の治安維持法事件に関する弁護活動は山崎今朝弥, 布施辰治, 上村進, それに神道寛次, 細迫兼光さんなど自由法曹団の弁護士が一手に引き受けておりました。けれども3・15, 4・16事件の裁判を統一公判で行われることが決まりますと、いろいろな事情があって、別個に結成した救援弁護士団がこれにあたることになりました。救援弁護士団の弁護士といっても、みな自由法曹団の会員だったのです。

さて、公判闘争を行うにも、200人をはるかに超す被告やその家族の救援を行うのに活動資金が無かったです。私らが自腹を切るといっても限度がある。救援会の方でも資金がなく、困り果てていました。当時、布施さんが救援会の法律部長をされていたのです。上村さんによれば、布施さんが「それじゃあ、大原研究所の高野(岩三郎)先生に頼んで、予審調書を買ってもらおうじゃないか」と提案され、救援会のほうでもこれを了解し、半ば無理をお願いして買ってもらったとのことでした。

ええ。

梨木 布施さんは当時、高野先生と親しく付き合っておられ、研究所の森戸(辰男)先生や細川嘉六さんとも面識があったようです。森戸先生は大人(たいじん)だったそうですね。

考えてみれば、高野先生の大原研究所は日本では珍しい研究所です。研究所は日本の社会運動においても大きな存在で、ある意味では左翼

団体や弾圧犠牲者の寄り所でもあったと思います。私自身、弁護士になる前に解放運動犠牲者救援会に入っていました。また弁護士になってからは救援会の法律部員となりました。救援会には実際、お金がまったく無かったです。だから太田さんはじめ、活動家はみな手弁当で支援していたのです。私らが街頭で資金カンパを呼びかけるわけにはいかないでしょう。救援会や救援弁護士団では、思い余って高野先生に相談したとのことでした。

大原研究所が3・15, 4・16事件など治安維持法事件の予審調書を一括して買って下さったとき、布施さんや上村さんは「助かった」と言って心より感謝しておりましたね。あの治安維持法事件の裁判資料が、大原研究所に所蔵されているのは、こういう経緯があったのです。

裁判資料はいくらで売却されたのですか。

梨木 いくらで売ったのか当時、布施さんから金額を聞いたと思うけれども現在は記憶していませんね。

あの予審調書は、おもに布施辰治法律事務所や上村進さんの事務所に分散して保存してあったものをまとめたものなんですよ。救援弁護士団の書記局は、最初は布施さんの事務所にありました。のちに上村進さんの事務所や窪田貞三郎さんの四谷法律相談所などに移ったのに伴い、予審調書も分けて保管していました。

予審調書は、それぞれの被告ごとにまとめて綴じ込み、簿冊にしたものです。一冊の厚さもたぶんこれぐらい(7~8cm)はありましたね。全体でかなりの分量でしたから、金額も相当なものだったと思います。

米騒動資料

梨木 細川嘉六さんのことで思い出しました。ロシア革命の翌年、1918(大正7年)に全

国で大規模な米騒動が起きました。私の郷里・石川県の隣、富山県魚津町が発火点となっています。警察力では抑えられなかったため、軍隊が出動したのですよ。細川さんは研究所が大阪にあったころ、米騒動の資料を集めて研究をなさっておられたそうですね。

ええ。米騒動に関する調査は、1926年6月、細川さんが欧米視察を終えてモスクワから帰国してすぐ始まりました。米騒動資料は大原社研における戦前資料の“目玉”の一つとなっています。

梨木 私は実際に大原研究所の米騒動資料を見ていない。岡林さんの話では、研究所の米騒動資料は布施辰治法律事務所が総力をあげて集めたもので、その経緯はつぎのようなものだったらしい。

細川嘉六さんはいま話があったように、モスクワから戻ってすぐ布施さんに米騒動に関する裁判資料、たとえば予審終結決定書や判決謄本を集めてほしいと頼んだらしいのです。細川さんのねらいは、米騒動の調査・研究を通じて日本革命の条件や性格を分析することにあったようです。

岡林辰雄さんによれば、布施法律事務所は当時、全国の米騒動に関する裁判の弁護を一手に引き受けていたそうです。布施さんの事務所に当時5、6人の弁護士が在籍し、それぞれ分担して弁護していたわけですから。だから当該事案の裁判資料は何点かあったわけです。しかし二、三の地裁の裁判資料だけでは米騒動の実態分析はもちろん、革命の性格や法則性を導き出すのにいかにも手薄なわけです。

そこで、資料集めに困った細川さんが布施さんに、全国の地裁において行われたすべての裁判資料を集めてほしい、と米騒動研究への助力を頼んだようです。当時、米騒動の事件記録はすべて大審院の検事局に保管されていました。

布施さんは弁護士界の大御所です。彼は、小松吉検事総長に司法研究のために必要だというような何か適当な名目で説得を重ね、検事総長から、弁護士自身が責任をもって謄写するならよいとの条件で閲覧と筆写の許可を得たのです。

大原研究所の米騒動資料のなかに、たくさんの予審調書や判決書謄本などが混じっていると思います。裁判資料のうち原本のばあいは布施法律事務所のもので、他の筆写資料は岡林辰雄さんが大審院検事局の謄写室で自ら閲覧・筆写したもののなんです。ただし岡林さん自身『われも黄金の釘一つ打つ 一弁護士の生涯』（大月書店、1980年）という本で述べているように、実際は謄写の専門業者の方が筆写し、彼は責任者として立ち会い指示・指導を行っていたようです。

岡林さんが弁護士となって最初に取り組んだ仕事は、布施法律事務所においての米騒動に関する裁判資料の収集と整理・分類でした。このことはあまり知られていないようなので紹介した次第です。

資料にドラマありですね。

梨木 やはり私は大原研究所に一度、行かなければならない。

布施辰治と“労農弁護士”

梨木 私は現在80歳です。私は最近、布施辰治、上村進、神道寛次、窪田貞三郎、牧野芳夫さんなど、先輩や同僚のことをよく思い出します。

1933（昭和8）年9月13日、日本労農弁護士団事件という治安維持法事件がありました。この事件の経緯についてはのちに紹介します。私は、布施さんや上村進さんらと一緒に治安維持法のいわゆる目的未遂罪で検挙されました。このとき検挙された17名の弁護士で健在なの

は、私と青柳盛雄さんぐらいです。岡林辰雄さんは病気で、現在は話すことができない状態にあります。布施さんは、この日本労農弁護士団事件で懲役2年の実刑判決を受け、千葉刑務所で服役しています。

“労農弁護士”というと、山崎今朝弥さんや布施辰治さんに代表されます。二人とも明治法律学校(明治大学)の出身で、明治・大正・昭和の三代にわたって日本の解放運動に貢献された弁護士です。

山崎今朝弥さんは3・15、4・16事件の弁護に直接タッチしていない。また私自身、山崎さんから直接指導を仰ぐということもなかった。私は山崎さんとは、1945年9月に自由法曹団が再建され、団の本部を私の事務所に置いたこともあって、顧問となられた先生との接触が多くなりました。しかし、山崎さんは弁護士界というよりむしろ法曹界の重鎮でしたから、親しく交わるということにはなかったのです。

一方、布施さんとは、私が小久保時之助弁護士の書生時代から先生の事務所に入出入りしていたし、3・15事件、4・16事件の統一公判闘争でも直接、間接に指導を受けました。また私は布施さんのお弟子さん連中との付き合いが多く、私自身、いくらか先生の影響を受けているかもしれない。

布施弁護士のお弟子さんと言いますと、どのような方がおりますか。

梨木 年輩の方では黒田寿男、中村高一、武藤運十郎さんですね。大森詮夫(おおもり・あきお)さんや河合篤さんもそうですね。青柳盛雄さんも、最初は布施さんの事務所司法修習したと思いますよ。黒田、中村、武藤さんは戦後、日本社会党に入り左派に属して活躍されました。

このほか森長英三郎、小沢茂、岡林辰雄さんなども布施法律事務所へ一時籍をおくか、直接

あるいは間接に指導を受けられたわけで、門下生といってよいかも。森長英三郎さんは人権派の弁護士で、かつて1933(昭和8)年12月、宮本顕治さんがいわゆる日本共産党スパイ査問事件で検挙されたときに弁護人になられた方です。

森長英三郎について

梨木 ここで、森長英三郎さんについて少し述べておきます。私はいま、森長さんが人権派の弁護士といいました。

1953年暮、自由党は党内に憲法調査会を設置し、戦犯だった岸信介が会長に就任するなど保守の側が本格的に日本国憲法の改正に動き出しました。のちに日本社会党として統一されるわけだけれども、左・右社会党や労働者農民党、総評、婦人団体、宗教団体などが翌54年1月に護憲連合(憲法擁護国民連合)を結成しました。

日本共産党系の団体は、六全協の前という事情もあって加入することができなかったけれども、この護憲連合は、私自身、日本が占領体制から日米同盟体制へ移行しつつある状況のもとにおける憲法擁護、再軍備反対を真正面に掲げて展開した国民的な大衆運動として評価しているのです。

森長英三郎さんは、首相だった片山哲さんや海野普吉、三輪寿壮さんらの呼びかけに応じて「護憲弁護士団」を結成され、また護憲連合の事務局長を長らく務められました。例の青木書店から出ている人名辞典...

『日本社会運動人名辞典』(塩田庄兵衛編集代表、1979年)でしょうか。

梨木 ええ。あの人名辞典に森長さんが収録されていないのです。人名辞典には私などが出ている、まあ“名誉”ではあります。けれども、戦前以来の人権派の弁護士である森長さんが収

録されていないのは問題でしょう。

森長さんは戦後、社会党・総評系の護憲運動をリードされました。彼は社会党・総評系の団体に張り付いた弁護士であるかに見られていますが、決してそうではないのです。山崎さんや布施さんと同じ党派や思想・信条を超えていて、さっき私は“戦前以来の人権派の弁護士”と言いましたけれども、彼の弁護士としての立脚点は、人権の擁護・確立にありました。

戦後の裁判だけを見ても、森長さんは、たとえば1946年6月松島松太郎さんが不敬罪で起訴されたプラカード事件、1948年の東宝争議、1949・50年のレッドパージ事件、鹿地亘事件など弾圧事件の弁護をされています。このうちレッドパージ事件では、同一の他の裁判ではすべて敗訴となっていますが、彼が扱った朝日新聞社の例はねらいとした違憲判決とはならなかったけれども唯一、職場復帰を勝ち取っています。

現在では私事の内密について、あるいは私人の秘密に属することについてはプライバシー権として社会的に承認されています。

戦時期の広田、近衛（第一次）、平沼、米内内閣の外相を務めた人に有田八郎という、もと外務官僚がおります。有田さんは1961年3月に三島由紀夫を著書『宴のあと』がプライバシーを侵害しているとして東京地裁に訴えました。森長さんはこの裁判の弁護人でもあり、以来、プライバシー権は人権の一つとして日本でも定着しました。

森長さんについてはこのことも紹介しておきましょう。戦後においてはいくつもの冤罪事件があります。その一つに、1955年5月、静岡県三島市で起きた丸正事件という冤罪事件がありました。犯人とされた二人は一貫して無罪を主張し、裁判で有罪となっても犯行否認のまま服役したのです。森長さんはこの丸正事件の弁護

人でした。

さらに、これも1961年1月、大逆事件におけるただ一人の生き残りだった坂本清馬さんが東京高裁に再審請求を起こしました。森長さんはこのときも主任弁護人を務めています。国家犯罪ないし国家権力による人権犯罪に対して、森長さんはこれを認めず、ご自分から“裁判に訴えましょう”とすすめていたのです。

丸正事件にしろ大逆事件にしろ、再審請求は却下されています。森長さんは先年（1983年6月1日）亡くなりましたが、これらは、のちの冤罪事件における再審請求運動の機運を促すきっかけとなっているのです。

私と森長さんは日大の専門部法律科の同窓です。学年では私が一年先輩で、歳は彼より一つ下になります。森長さんが弁護士となったのは、確か私より3、4年ぐらい遅かったように記憶する。彼は大学に入る前、東京・浅草の山谷で何年か放浪・飢餓の生活をしていたことがあるようで、終生、権力の抑圧や虐げられ、生活に苦悩する人とともに生きたと思います。

うっかり忘れるところでした。森長さんは、弁護士界きっての文献・資料の収集家として有名だったのです。法曹関係者の単行書、伝記はもちろん、裁判資料や関連の資料も努めて収集し保存していたようです。だからこそ、『史談裁判』（日本評論社、全3巻、1972年）、『山崎今朝弥 ある社会主義弁護士の人間像』（岩波書店、同）、『禄亭大石誠之助』（岩波書店、1977年）、『日本弁護士列伝』（社会思想社、1984年）、『山崎愚童』（論争社、1984年）など何十冊もの伝記的な著書があるのです。

この間、大原研究所の裁判資料について述べてきました。森長さんについて、ついでにこのことも紹介しておきたいと思います。森長さんが亡くなったのち、彼が集めたあの膨大な図書・資料はどうなったか、私自身気になってお

りました。最近、弁護士の小田成光さんが書かれた『鐘鳴りわたれ 回想の群像・法律家運動』(勁草書房, 1987年)を読みました。そうしましたら森長さんの法曹関係の図書・資料は、なんと法政大学現代法研究所に寄贈され、『森長英三郎文庫』として収められていたのです。ほんとうに良かったと思います。

山崎今朝弥と布施辰治

梨木 森長英三郎さんの『山崎今朝弥』でも紹介されていますが、山崎さんはとてもユニークな弁護士でしたね。山崎さんは弁護士ではあるけれども、どちらかといえば文人・文士タイプなんです。『平民法律』(1917年~22年)や『労農運動』(1930年~32年)などの雑誌を次から次と出して、ご自分でも執筆していました。彼は弁も筆も立つ人で、著書に『弁護士大安売』(1921年)など、面白い題名の本を何冊も出していますよ。

一方、布施辰治さんは“熱血弁護士”でした。彼は典型的な人道主義者なんです。戦前の社会運動はイデオロギーで激しく対立し、これにより組織分裂を重ねた歴史でありました。

布施さんの弁護活動で注目されるのは、合法・非合法の団体、左右いずれの無産政党、労働組合であれ、あるいは婦人、アナーキスト、朝鮮人であれ、どんな運動でも解放運動に対する弾圧に対しては、党派を問わず、思想・信条に関係なく救援・弁護活動を行ったことだと思います。

布施さんは、戦前の人権擁護の運動においてほんとうに頑張ったと思いますよ。私も弁護士になるとすぐ入会しましたが、布施さんは山崎今朝弥、片山哲、上村進さんと1921(大正10)年8月に自由法曹団を結成しています。

布施さんは、関東大震災のとき平沢計七や川合義虎らの虐殺事件に対しては先頭に立ってそ

の非を糾弾しました。日本共産党に対する弾圧(第1次共産党事件)でもそうで、とにかく解放運動に対する弾圧や、人権蹂躪の事件にあってはつねに第一線でたたかいました。布施さん自身、3・15、4・16事件など治安維持法違反事件の弁護団長にあり、自らも検挙され、実刑を受けているわけです。

布施辰治氏の弁護士としての生涯をまとめたものに、布施柑治著『ある弁護士の生涯 布施辰治』(岩波新書, 1963年)がありますね。

梨木 そうです。『布施辰治外伝』(布施柑治著, 未来社, 1974年)もありますし、青柳(盛雄)さんも去年、『治安維持法下の弁護士活動』(新日本出版社, 1987年)を出版して、布施さんの思い出を語っております。布施さんについてはたくさんの文献がありますので、日本社会運動史の視点からも評価していただきたく思いますね。

裁判資料の保存

梨木 考えてみれば、治安維持法事件の裁判資料を大原研究所に買い取ってもらったのも布施さんの大変な功績だと思いますね。現在はそれがきちんと残っていて、しかも誰もが閲覧することができます。

裁判資料は国家機関にそれなりに保存されます。けれども研究者であれ、一般の方であれ、この種の裁判資料を閲覧することは非常に困難です。複写も認められていない。大原研究所に一括して保存され閲覧できることは、本当に素晴らしいことだと思っています。資料を残すことは費用を含め、大変な努力を伴うことなんです。

私事ですが、このことも紹介しておきます。私は、いわゆる「4・16共青組」の弁護士でしたから、当該事件の裁判資料を持っておりまし

た。さらに救援弁護士団の常任書記をしていましたから、佐野学や市川正一さんと交わした文書、書簡、その他統一公判に関する資料も持っていました。これらの裁判資料は当時、四谷区新宿2丁目の四谷法律相談所に預けておいたのです。

ところがその裁判資料が、1935（昭和10）年1月、私らが日本労農弁護士団事件で拘留中、隣家のもらい火で事務所が焼失し、資料の多くが灰になってしまったのです。ほんとうに残念なことです。私は1938年に保釈となり、間もなく弁護士資格も回復したので麹町1丁目に最初の事務所を構えました。けれどもその事務所も1945年3月に、例の東京大空襲で焼けてしまいました。だから現在では、市川正一さんからの葉書が何枚か残っているだけなんです。

この点、私は大原研究所に敬意を表します。もし大原研究所があつた治安維持法事件関係の裁判資料を買ってくれなかったならば、たぶん治安維持法事件の裁判資料はまとまって残らなかったと思いますね。

私は2、3日前、『ある法廷からみた昭和史』（1988年3月）という本を出版したばかりです。金沢大学教授の橋本哲哉先生から推薦文をいただき、この著書で、私の弁護士活動50数年の歩みを評価してもらいました。よろしければ、この本を寄贈したいのですが。

有り難くいただきます。署名をお願いしたいのですが。

梨木 承知しました。この本をまとめるとき橋本先生にいろいろ相談しました。私自身、さあ書こうと思っても記憶が薄れてしまっています。あるいは事実関係をより詳しく調べようと思っても資料や文献が無かったり、あつても所蔵機関がばらばらで調査に難儀したのです。金沢市にも金沢大学図書館や県立、市立の図書館があります。金沢大学の図書館は自由に利用で

きないし、公共図書館は昔の新聞をはじめ、社会運動の資料は収めていない。結局、資料調査のばあいは東京に行かなければならない。

裁判資料はとくに人権蹂躪事件や権力の犯罪、企業などの社会犯罪に関するものは表に出にくい。日本のばあいアメリカのように何十年かすれば公表されるということもない。私は常々、裁判資料のばあいわずかな資料でも、どこか学術機関に残しておくべきだと思っています。歴史というものは、資料や記録があつてこそ正しくまとめられるものです。本物の記録が残っていないと、嘘が本当になってしまったり、事実が隠されたりしてしまいます。このことが恐ろしいのです。

いまの大学生に、日本がアメリカに占領されていた歴史があることを知らない学生がいるそうですね。高等学校の授業では日本の現代史を教えていない、いや教えたくても大学受験その他の理由で授業を行う時間がないという学校もあるやに聞いております。橋本（哲哉）先生も、そうした傾向があると言っておりましたね。

歴史資料を残すこと、これを公開し国民の誰もが閲覧できるよう整備することは、私らが歴史から学び、あるいは日本社会をよくするために必要だと思いますね。明治大学に刑事博物館があります。しかし一般には公開されていない。私は昨今、人権資料館あるいは裁判資料館でも専門の、たとえば治安維持法事件資料館のような公開の公共施設が必要だろうと考えているのです。

2 3・15、4・16事件の公判闘争

事件の背景

梨木 お手紙では、1945年10月における政治犯の釈放を中心に、解放運動犠牲者救援会の再建の経緯、日本共産党における労働組合結成の

オルグ活動などについて証言してほしいとのことでした。しかし、10月10日における政治犯の釈放のことについて話すにも戦前の救援運動、とくに3・15事件、4・16事件の公判闘争や日本労農弁護士団事件について触れないわけにはいかないのです。

どうぞ。

梨木 3・15事件は、1928（昭和3）年3月、私が日大専門部の法律科を卒業した年に起こりました。この事件の背景に、デモクラシーを要求する国民の声や、天皇制体制の動揺があったことは明らかです。

1925（大正14）年5月に選挙法が改正され、男子のみ日本で初めて普通選挙制が認められました。この普選だって大正デモクラシー運動を行うなかで、民衆がたたかい取ったものなんです。そして、その普選第1回目の総選挙が1928年2月20日に実施され、無産政党が50万近くの得票を得て、...当選者は何名でしたか。

8名です。

梨木 そうでした。日本の憲政史上初めて、労働者・農民の代表が帝国議会で議席を得たのです。京都では、日本共産党が推す労働農民党の山本宣治が当選しています。3・15事件は、この第一回普選の翌月に起きたのです。このとき徳田（球一）さんも福岡県で、同じ労働農民党から立っています。

落選していますね。

梨木 ええ。大事なことは当時、日本共産党が再建されていて、第一回普選でも無産政党、とくに左派の労働農民党が躍進していたことでした。共産党は候補者を立てられないので、労働農民党を推しました。選挙の結果は、労働農民党が2名の当選者を出しています。得票数は日本労農党の2倍、鈴木文治・西尾末広ら右派の社会民衆党より7万票も多かったのです。

3・15事件の背景に、日本資本主義が恐慌の

さ中にあり、未曾有の不況のもとで労働運動が激化していたことがありました。もう一つ、さっきの説明になるが日本共産党が再建され、『赤旗』（セッキ）を発行するなど、党が大衆運動のさまざまな領域で大きな影響力をもつようになっていたことです。

要するに、3・15事件は天皇制政府が日本共産党の存在に大変な脅威を抱き、いわば先手を打って打撃を与えるために起こした事件なのです。

田中義一内閣は、この3・15事件で1道3府27県にわたって共産党や支持者1600人を検挙し、労働農民党や評議会（日本労働組合評議会）に対して解散命令を出しました。この3・15事件で、佐野文夫、野坂参三、志賀義雄らの幹部が検挙されたのです。

繰り返しになりますが、3・15事件は、直接には共産党に向けられた弾圧です。ねらいはその組織や影響力が大きくなる前に、いわば先手を打つ形で潰そうとした事件なのです。この事件の直後に、田中内閣は勅令で治安維持法を改悪し、最高刑を死刑とし、あるいは目的未遂罪を導入したのです。全国の警察部に特別高等課（特高）を置いたのもこの年でした。

翌年の4・16事件も同じ性格ですね。

梨木 そうです。4・16事件のねらいも日本共産党の弾圧にありました。この日、田中内閣は全国に検挙網をはって党员や共青（日本共産青年同盟）の関係者など300人を検挙し、翌月ぐらゐまで1000人余を検挙しています。このとき市川正一、高橋貞樹、鍋山貞親、三田村四郎、佐野学らの幹部が逮捕されました。共青の幹部も、このとき根こそぎ検挙されています。

ついでに申しますと、思想犯すなわち1928年から30年まで治安維持法違反の容疑で検挙され、送検された人数は1万4492人に及びます。このうち起訴されたのが1355人でした。

救援弁護士団に入る

梨木 私が高等文官試験の司法科に合格したのは、4・16事件の翌年の1930年11月です。前年に行政科の試験に合格しており、官僚になる道もありました。けれども弁護士になるという“大志”を抱いて上京したのであり、合格できてほっとしました。

当時は修習制度がなく、私は1931年4月に東京弁護士会に登録をしました。そして、ほぼ同時に布施（辰治）さんや上村進さんの勧めで解放運動犠牲者救援弁護士団に入会し、いわゆる“労農弁護士”として第一歩を踏み出したわけです。

救援弁護士団は、治安維持法違反事件で検挙ないし起訴された被告の弁護を中心に、その家族を含めた救援を目的としたもので、自由法曹団の左派系の弁護士が中心となって1931（昭和6）年4月に結成をみています。これには布施、上村両氏のほか、神道寛次、細迫兼光、大森詮夫、中村高一さんなどを含め30人余が参加していました。3・15事件と4・16事件の弁護は、この救援弁護士団が一手に引き受けていたのです。

ところで弁護士になる前、私はモップル（日本赤色救援会）にも入っていて、東京・中部地区委員会の救援慰安部長を務め、地区委員長にも就任しています。モップルは、太田慶太郎さんや馬島佃（まじま・ゆたか）さんなどが中心となって活動していた団体です。太田慶太郎さんは現在も、郷里の静岡県の伊東市で元気に過ごしておりますよ。

私は弁護士としての新たな活動に専念するためモップルを退会し、こんどは救援弁護士団に入ったという経過です。この救援弁護士団は、のちに全農全国会議派の弁護団と合同して日本労農弁護士団と名称が変わっています。

四谷法律相談所について

梨木 私は救援弁護士団に入るとすぐ、半ば専従のような形で書記局のメンバーに加わりました。書記局の事務局は最初は布施さんや上村さんの事務所に、のちに四谷法律相談所に置かれ、また上村さんのところに戻ったりで転々としていました。

書記局は若いメンバーが中心で構成され、角田守平、青柳盛雄、窪田貞三郎、牧野芳夫さん、そして私などが裏方的な務めを受けもちました。角田さんは合法、非合法すれすれの位置に身を置いていて、彼の活動に私たちはハラハラもし通してでした。

牧野さんは江戸っ子で、正義感が強く、とくに社会の公正・平等などをよく論じておりましたね。父上は、牧野賤男（まきの・しずお）という民政党の大物代議士で、確か当時は東京弁護士会の副会長も務めておられたと思います。

四谷法律相談所は、谷村直雄（旧姓谷邨。たにむら・ただお）さんと細迫兼光さんが中心となって運営していた法律事務所で、四谷区新宿二丁目の坂井ビル二階、現在の小田急百貨店のすぐ近くにありました。

四谷法律相談所は、戦前における救援運動の一つの拠点となっていたと思います。私が救援弁護士団に加わる前月、1932年8月に谷村さんと細迫さんが治安維持法違反の容疑で検挙され、このため相談所に籍をおいていた窪田貞三郎さんが事務所の代表となりました。私は弁護士の資格を得ても、書生時代から世話になった“ブル弁”の小久保時之助弁護士の事務所に籍をおいていましたが、四谷法律相談所にも名をつらね、窪田さんの仕事も手伝っていたのです。

細迫兼光さんは労働農民党の幹部で、大山郁夫さんの側近ナンバーワンだったようですね。大山さんが委員長で、細迫さんが書

記長を務められています。細迫さんは、弁護士業と労働農民党書記長の二股をかけておられたのですか。

梨木 多少説明しますと、労働農民党は1928年4月、3・15事件に連座して解散を命じられています。そして、大山先生が合法左翼の政党は必要だという判断のもとに翌29年11月、新労働農民党を結成し、細迫さんは再び書記長になるのです。

しかし、間もなく新労働農民党のあり方をめぐって党内に対立が生まれ、細迫兼光さんは間もなく除名されます。細迫さんが、谷村さんの四谷法律相談所に協力するのは、布施さんや上村さんとと救援弁護士団を結成するのと同じ時期のことなんです。だから必ずしも二股をかけていたというわけではない。

繰り返しになりますが、谷村さんも細迫さんも1932年8月に検挙された結果、窪田貞三郎夫妻が中心となって四谷法律相談所を運営され、私や青柳盛雄さん、牧野芳夫さんらがこれを手伝うようになったのです。この四谷法律相談所に、青柳さんはじめ若手の弁護士が集まり、事実上、救援弁護士団の書記局となったという経過です。

その昔、東京帝国大学法科大学の法律科の学生は卒業と同時に、無試験で弁護士の資格を得ることができました。細迫さんは、東京帝大を卒業と同時に弁護士となって、小岩井浄さんと大阪で弁護士業を営んでいたのです。けれども細迫さんは政治が好きだったのでしょね、大山先生にぴったりくっついておりました。やはり、彼は弁護士業より政党活動に重点を置いていたのかもしれない。

公判闘争の方針

梨木 私は救援弁護士団に加入したことで、がぜん忙しくなりました。まず、3・15、4・16

事件の統一公判における弁論の手伝いがあり、私自身、治安維持法事件では「4・16共青組」を受け持ちました。

救援弁護士団における私の分担は、当初、“佐野・鍋山係”であったわけではないけれども、もっぱら市ヶ谷刑務所に出向いての佐野学、鍋山貞親ら法廷委員との面会が中心でした。このほかモップルや獄外被告との連絡、すなわちモベヒ会議の開催準備があり、さらに第一審の判決が出たのちは控訴審に向けての準備などがおもなもので、目が回るような忙しさでした。

一般の訴訟もあったわけですね。

梨木 ありましたよ。本来の小久保弁護士事務所における仕事がありました。小久保さんの事務所では、そんなに引き受けないようにしていたのです。だって私は、四谷法律相談所の手伝いや、これは「石川共産党事件」と呼ばれていますけれども、石川県において治安維持法違反の容疑で捕まった日本共産党員の三人の弁護も引き受けていて、夜行列車で東京と金沢の往復を繰り返していたのです。

モベヒ会議とは何ですか。

梨木 モップル、救援弁護士団、被告団の三者の会議のことで、それぞれの頭文字をとって略称したものです。

被告という場合、在獄の被告のほか、仮釈放となった獄外の被告も含まれます。被告団の中心は市川正一、徳田球一、佐野学、鍋山貞親、国領伍一郎らの法廷委員です。法廷委員とは、要するに日本共産党の幹部で、党としての公判対策を協議・決定する委員のことをいいます。公判闘争の基本方針は事実上、市ヶ谷刑務所に在獄の法廷委員がこれを決めていました。

3・15、4・16事件の統一公判は、1931(昭和6)年6月25日に開始され、翌年から順次弁論や陳述が始まりました。私が正式に弁護団に参加したのは、1932年10月29日に第一審の判決が

出される前のことでした。

公判闘争にどのような方針で臨むかは、私が救援弁護士団に入る前にすでに決まっておりました。基本方針は、一言でいえば「統一・公開」です。権力側は当初、分離公判を予定していたようです。モベヒ会議ではこれに対して、中央における統一公判を掲げ、公判では公開を原則とし、これを裁判所に求めたのです。これは、法廷委員すなわち獄中の幹部を含む日本共産党の方針でもありました。

統一公判と公開を求めた理由は、3・15事件と4・16事件の裁判が、要するに階級裁判、思想裁判であり、事件の性格がまったく同じだからなんです。また、治安維持法違反として起訴された被告が東京地裁だけで300人近くもいまして、裁判所側でも物理的に処理し切れるものではないだろう、という問題もありました。

この点、大量に起訴した被告をどういう手続きや形態で裁くかは、裁判所側にとっても頭痛の種だったのです。結局、裁判所自体、なぜか審理を急いでいたこともありまして法廷委員の要求を認め、統一公判となったのです。

裁判の公開を認めさせたことは、私は、日本の裁判史上、画期的な出来事であったと高く評価しています。

1910年（明治43）年、桂太郎内閣下の大逆事件のばあい、明治天皇の暗殺を計画したという虚構の理由で、事件になんら関係ない人まで検挙し、裁判は特別法廷を設置して非公開で行われました。しかも、裁判所側は証人尋問をいっさい認めなかったのです。

さらに、裁判それ自体、第一審すなわち大審院だけの即決裁判でした。即決裁判で24人に死刑の判決が出て、その一週間後に幸徳秋水、森近運平、さらに森長英三郎さんがこだわって研究をしていた大石誠之助ら12人を処刑したのです。

大逆事件のときも思想裁判です。けれども3・15、4・16事件の裁判は、三審制で行われ、しかもすべて公開でなされたのです。このことの画期的な意義は、大逆事件のそれと対比すると歴然です。

公判闘争の戦術も、いちいちモベヒ会議で決めていたのですか。

梨木 そうです。弁護士が勝手に行うわけにもいかないでしょう。日本共産党の主要な幹部は、市ヶ谷刑務所に収容されておりました。市川正一さんはじめ、徳田球一、佐野学、鍋山貞親、国領伍一郎さんなどです。まず、法廷委員が公判闘争における原則的な方針を決め、これが私らの救援弁護士団やモップルにも伝えられました。

他方、モップルの提案、あるいは私ら弁護団が法律的、専門的な見地からこうしたほうが良いと判断されたならば、それらは法廷委員との面会のさいに伝えられます。そして検討の結果、良しということになれば、またそれについての指示が来るのです。このように公判闘争の戦術はモベヒ会議において総合的に検討され、法廷戦術その他の取り組みも決められたのです。

共産党関係者の検挙

梨木 3・15、4・16事件といっても、被告がみなこの日に検挙されたわけではないのです。徳田球一さんは3・15事件の被告ですけれども、1928年の2月26日、九州・門司で捕まっています。4・16事件の被告の市川正一さんは1929年4月27日に、佐野学の場合は6月16日に中国・上海で捕まっています。

顧みてみれば、昭和3、4年はまことに厳しい時代でした。共産党員であれ共青のメンバーであれ、組織に入って2、3年すれば幹部になるのです。だって上が根こそぎ捕まっちゃうもの。そして、その人が組織のつごうで幹部にな

ったかと思うと、新しい幹部もみな捕まるのです。小林多喜二が捕まったのが1933年2月のことです。多喜二は2年前に入党したとのことでした。

宮本顕治さんだって、満州事変の年の1931年3月に大学を出て、すぐ日本共産党に入党したとのことでした。宮本さんは2、3年後に幹部、すなわち中央委員になっていますよね。けれども、1933年12月にもう検挙されているのですよ。早い。じつに早い。胸が詰まってしまう……。

徳田球一さんは、3・15事件では懲役10年、市川正一さんは最高の無期懲役の判決でした。戦前の日本共産党は、天皇制国家のもとともに弾圧の歴史でした。活動の期間より牢屋に入っていた期間のほうが長い。あの時期は昭和恐慌期で、みな心が揺さぶられ、何とかしなければならぬと燃えた時代でしたね。正義感が強い青年ほど、心を揺さぶられた時代だったのかもしれない。

ファシズムの前夜でしたね。

「4・16共青組」

梨木 そうです。私は治安維持法裁判では、先ほども言いましたけれども「4・16事件共青組」を受け持ちました。主任弁護人は名目上、布施辰治さんでした。けれども公判では実際に私が専任で務めていたのです。

「4・16事件共青組」とは、1929年の4・16事件に連座して検挙された、共青の幹部や機関紙『無産青年』の発行に関係していた被告をさします。被告は全部で12名だったと記憶するが、まとめて公判を受けたわけです。

彼らも、伊藤憲一さんや豎山利忠さんを除き、活動を始めてから2、3年で捕まっているのです。宮ノ下文雄さんは1929年4月3日、街頭で連絡中に捕まったのです。共青に入って2年ぐ

らいしか経っていなかったらしい。彼は東京帝大の新人会のメンバーで、いかにも秀才という感じのする人でしたね。彼は懲役6年をくっています。彼は何だったのか、事故で気の毒な死に方をしています。

「4・16共青組」では、川添隆行さんが捕まったのも早稲田高等学院の三年在学中か、卒業してもすぐだったと思いますよ。川添さんは戦後、新聞労働運動では有名な方で、時事通信社に勤められ、編集局総務という取締役寸前のポストに上りましたけれども、朝鮮戦争のときにレッド・パージで解雇されています。彼は現在も藤沢市で元気にすごしておりますよ。

この間まで日本共産党の東京都議会議員をされていた伊藤憲一さんは、私より4、5歳若かったのです。けれども彼は小学校の半ばで機械工となった南葛の生粋の労働者で、共青の東京・葛飾区における地区責任者を務めていたらしい。伊藤さんは戦後、日本共産党の労働組合部員となり、私と同じ1949年1月の総選挙に立ち、当選しています。私は戦後すぐ、1945年10月から翌46年2月にかけて岡林辰雄さんと一緒に、伊藤憲一さんのもとで労働組合結成のオルグ活動をしていたのです。このことについては、メモをとっておりますので明日話します。

「4・16事件共青組」のうち豎山利忠さんは、一番遅れて検挙された被告でした。4・16事件の被告といっても、彼は1930年2月に検挙されています。彼も宮ノ下さんと同じ東京帝大の出身で、同じ時期における新人会のメンバーで、彼のばあいは共青の委員長を務めていたのです。現在、同盟系の労働組合幹部に豎山利文という人がいますね。豎山自身、転向し、戦後は反動陣営に与しましたけれども、私は、彼はもしかしたら豎山利忠の弟かもしれないと思っています。

法廷委員に面会

梨木 私が正式に3・15, 4・16事件の公判の弁護人となったのは、1932年10月29日の第一審の判決が出てからです。

私はそれまでは週一回、定期的に市ヶ谷刑務所に出向いて法廷委員に面会しておりました。法廷委員との面会がなぜ重要かという、法廷委員から被告団全体としての、公判闘争における方針やあれこれの指示を聞くことが弁論の方針やモップルの活動の基本ないし前提となっていたからです。

私が弁護人となって最初に面会したのが、佐野学と鍋山貞親です。私は事実上、救援弁護士団では“佐野・鍋山係”となっておりました。二人は7人か8人の法廷委員のうち常任となっていて、あの“転向声明”を出すまでは日本共産党の最高幹部だったのです。まず佐野と鍋山に面会し、必要に応じて市川正一さんや国領伍一郎さんと面会するのが私の最重要な任務でした。

3・15, 4・16事件の被告は、東京地裁だけで300人近くおりました。私はモップルの滝沢さんに頼まれて、法廷委員のほか、そうでない被告にも頻りに面会に行っておりました。救援弁護士団の書記局のメンバーは毎日、当番を決めていて市ヶ谷刑務所に分担して面会に行っていたのです。

先ほど名前が出ました滝沢さんとは、モップルの中央委員長だった滝沢一郎さんのことでしょうか。

梨木 そうです。解放運動犠牲者救援会が日本赤色救援会、すなわちモップルとなったときの最初の委員長です。

モップルは当時、非合法の存在で、地下活動を余儀なくされていました。本部の事務所は省電の飯田橋駅の近く、市ヶ谷刑務所にも近いところにありました。滝沢さんとはその事務所をよく打ち合わせをしておりました。ほんとうに

厳しい時代で、ご自分も間もなく検挙され、治安維持法の目的未遂罪で起訴されています。

モップルのかつての同志たちは、現在でも年に2回ぐらい旧友会を開いていますよ。私にも案内があります。けれども私は金沢市に住んでいて遠いですし、何かと用事が重なってしまい、なかなか行けないのです。

法廷委員には自由に面会できたのですか。

梨木 ええ、弁護士はいくつか制約がありますが自由に面会できました。ただし面会時間は30分です。私を含め、書記局のメンバーはみな若く、牧野芳夫さんにしろ青柳盛雄さんにしろ20代半ばです。窪田貞三郎さんにしても私より二つ三つ年上にすぎない。私らは若かったからこそ、勢いで仕事のできたのです。

佐野・鍋山の転向

梨木 第一審の判決が出て、控訴審の準備をしていた1933年6月7日、日本共産党最高幹部の佐野学と鍋山貞親が突然、市ヶ谷刑務所で『共同被告同志に告ぐる書』なるものを発表しました。いわゆる転向声明です。また、二人は転向するにいたった理由を書き記した手紙を、救援弁護士団の幹事長だった上村（進）さんの事務所だったと記憶するのが郵送してきたのです。

転向声明の趣旨は、要するに日本共産党がソ連が指導するコミンテルンと手を切って民族性を重視した一国社会主義の路線をめざすべきこと、天皇制が長い歴史をもつ日本独特の制度であって、民族統一の表現でもある天皇制はこれを認めなければならない、という点にあったと思います。

もう一つ、転向声明では今次の戦争、すなわち満州事変をきっかけとする日本軍の中国侵略を日本民族にとって必要な事態であるとして、

これを認めようとも述べていたと思いますね。

この佐野・鍋山の転向は、『東京朝日新聞』をはじめ6月10日付の新聞で大々的に報じられました。佐野・鍋山につづいて、三田村四郎などの中央幹部もコミンテルンとの決別を表明した声明を公表しています。さらに、高橋貞樹、田中清玄、風間文吉らの幹部も転向するむねの上申書を出しましたね。これ以降、獄中の党员や、獄外でも一般党员やシンパのなかでも転向の表明をする人が相次ぎました。

大量転向ですね。

梨木 ええ。転向は、国家権力が被告に対して弾圧・脅迫を行った結果であることは疑いない。少なくともあの手この手、策を弄して誘導したからであろう。

あの転向声明があって以降、私らが刑務所に面会に行くと、多くの被告が動揺し苦悩しているのがありありとわかりました。だって転向すれば保釈となり、控訴審でも執行猶予とか刑が軽減されますもの。転向しなければ、何年も獄中にいなければならぬ。このことの結果ははっきりしています。

転向を決断するにあたって、被告の家族や親族が面会や手紙で働きかけたこともあったでしょうね。あるいは、本人が共産党の大幹部が転向したことを検事などから聞かされ、驚天動地の衝撃を受け、なにもヒラの党员が頑張る必要はないだろう、と気力が抜けてしまったような被告もいたわけです。だから第一審の判決が出たとき、弁護団では被告に対して控訴をすすめていたのですが、これを取り止めて刑に服すことを決めた被告が続出したのです。

転向は、被告自身、やはりギリギリのところでの決断だったと思いますね。日本共産党の最高幹部の転向は、救援弁護士団やモップルにとっても寝耳に水で、大変ショックな出来事でした。救援弁護士団の事務所に、被告や被告の家

族から事実関係の問い合わせや相談が殺到したのです。

転向に対して、弁護団ではどのような方針で臨んだのですか。

梨木 私らだって、転向に対してこれでいこうという確たる方針があったわけではない。正直いって私らは当初、ほんとうに困惑したのです。

転向声明が発表された翌日の6月10日、もしかしたら11日だったかもしれないが、早朝にモップルの滝沢（一郎）さんから連絡がありました。滝沢さんも動転していましたね。私は彼から、早急に佐野と鍋山に会って転向声明の真偽を確認してくれないか、と頼まれました。

救援弁護士団としても、事実関係や二人の真意を確認する必要がありました。私らは当日朝、上村さんの事務所まで打ち合わせを行い、その足で上村さん、神道寛次さんらと市ヶ谷刑務所の未決監につながっていた二人に面会に行きました。当日は、どういうわけか面会手続きを遅らされ、すぐに面会ができなかったのです。

ようやく面会が認められ、私らは先に佐野と面会し、単刀直入に「あれ（転向声明）はほんとうなのか」と尋ねました。佐野は「あれはほんとうだ。間違いない」と即答したのです。残念なことに、転向声明は事実だったのです。鍋山も同じです。こういうのも変ですが、彼らは確信をもって転向声明を発表したわけですね。

佐野学は東京帝大法科大学の政治科を出ていて、創立直後の日本共産党に入って、のち『無産者新聞』の編集長（主筆）などを務め、早大の教壇にも立った経歴の持ち主です。戦後は正式に早大の教授となっていますね。

佐野学には思い出があります。私は救援弁護士団に入ってから、まずは法廷委員に挨拶をということで市ヶ谷刑務所に面会に行きました。佐野は一回りも歳下の私に「どうかよろしくお

願います」と丁寧な頭を下げたのです。その彼が「あれ(転向声明書)は私の本心です」とはっきり言ったのです。

私は当日、市川(正一)さんにも面会しました。市川さんは終始、非転向を貫きました。私は面会で、佐野・鍋山の両幹部が転向声明を発表したこと、そして大体の内容を伝えました。私は、これ(前出『ある法廷からみた昭和史』)にも少し書きましたけれども、市川さんはしばらく黙考したのち「二人は、いろいろと理屈をつけているようだけれども、要するに敵に屈服したわけだね」と、吐きすてるように言ったそ

のシーンをいまでもはっきりと思い出します。

これは余談です。上村進さんはじめ、私らが法廷委員との面会を済ませて市ヶ谷刑務所の表玄関を出るとき、新聞記者が私らに向けていっせいにフラッシュを焚いて写真を撮ったのです。そして、翌日の新聞に写真付きの記事が載りました。『東京日日新聞』(現在の『毎日新聞』)だったか忘れてけれども、こんど上京したおり、国会図書館に足を延ばして調べて見ようとも思っています。

(つづく)

I L O の 出 版 物



好 評 発 売 中

第13回アジア地域会議事務局長報告

Decent Work in Asia

「アジアにおけるディーセント・ワーク」

本年8月にバンコクで開催されたILOのアジア地域会議に提出された報告書。最善の貧困削減戦略としての雇用、社会保護、ディーセント・ワーク実現のための社会対話の各側面から、アジア地域におけるILO活動を総括する。

2001年刊 134pp. 1,500円

Sectoral Activities Programme

The impact of decentralization and privatization on municipal services

「地方公共サービス分権化・民営化の影響」

教育、医療、輸送、水道・ガス・電気などの公共サービスの地方分権化および民営化について、その形態と結果、サービスの質および効率との関係、雇用や労働条件への影響を、世界的な視野から分析する。

2001年刊 118pp. 2,000円

ご注文は下記へ

ILO 東京支局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国際連合大学本部ビル8階

TEL.03-5467-2701 FAX.03-5467-2700

郵便振替 00140-2-19221番/三井住友銀行神宮前支店 普通口座3149206